

# 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律について

厚生労働省年金局

# 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

## 1. 法律の内容

### 1. 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- (2) 施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から**5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乘せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

### 2. 第3号被保険者の記録不整合問題(※)への対応（国民年金法の一部改正）

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、**不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正**
- (2) 不整合期間を「**カラ期間**」（年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント）扱いとして、**無年金となることを防止**
- (3) 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、**年金額を回復する機会を提供**（3年間の時限措置）

(※) サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。

### 3. その他（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正）

障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

## 2. 施行期日

- 1は、平成26年4月1日
- 2は、平成25年7月1日((3)は平成27年4月1日、(1)は平成30年4月1日)
- 3は、公布日(平成25年6月26日)

# 年金制度の体系

(平成25年3月末)

加入員数 49万人  
加入者数 16万人

加入者数 439万人  
加入者数 796万人

加入員数 420万人  
※受給者数 299万人  
事業所数 11万事業所

国民年金基金  
確定拠出年金(個人型)

確定拠出年金(企業型)

確定給付企業年金

厚生年金基金  
(代行部分)

職域加算部分

厚生年金保険

被保険者数 3,472万人  
※受給者数 3,154万人  
事業所数 176万事業所

共済年金

加入員数 440万人

国民年金(基礎年金)

第2号被保険者の被扶養配偶者

960万人

第3号被保険者

自営業者等

1,864万人

第1号被保険者

民間サラリーマン

3,912万人

第2号被保険者等

公務員等

6,736万人

# 厚生年金基金制度改革の基本構造

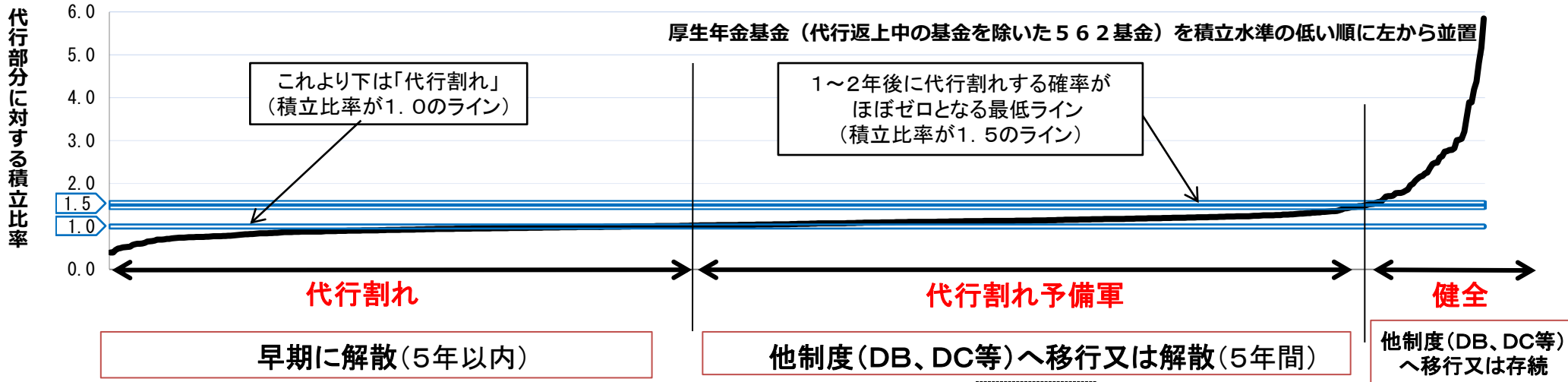
厚生年金被保険者を含めたリスクの  
分かち合いによる代行割れの早期解決



代行割れを再び起こさない  
ための制度的措置

## 代行割れリスクの度合いに応じた対応

(注)DB: 確定給付企業年金  
DC: 確定拠出年金



### 主な対策

- ※厚年本体との財政中立を基本
- ※公費(税)投入は行わない
- 分割納付の特例
  - ・事業所間の連帯債務外し
  - ・利息の固定金利化
  - ・最長納付期間の延長(現行最長15年)
- 納付額の特例(=現行特例解散と同じ)
- 解散認可基準の緩和
- 「清算型解散」の導入

### 主な対策

- 上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持ち込んで移行
  - ・解散後、事業所(企業)単位で既存のDBや中退共へ移行できる仕組みを創設
  - ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長
  - ・簡易な制度設計(例:数理計算)で設立できるDBの対象拡大 など
- 解散認可基準の緩和 など
- ※施行日から5年後以降は代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金には厚労大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。

# 代行割れ基金の早期解散のための方策

## 特例解散制度の見直し(申請期限は施行日から5年後)

### 1. 分割納付の特例(代行割れ基金対象)

- ①事業所間の連帯債務外し
- ②利息の固定金利化
- ③最長納付期間の延長(15年→30年)

### 2. 最低責任準備金(代行部分の債務)の精緻化(全基金対象)

- ①代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正(一律設定→受給者の年齢区分に応じた3段階設定)
- ②計算に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)の補正

### 3. 納付額の特例(代行割れ基金対象)

次のいずれか低い額(＝現行特例と同じ)

- ①通常ルールで計算した額(平成11年9月までの期間は5.5%、平成11年10月以降の期間は厚年本体の実績利回りをを用いて計算)
- ②基金設立時から厚年本体の実績利回りをを用いて計算した額

※利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、補正せずに計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

### 4. 解散プロセス

- ①自主解散を基本。厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散を促す「清算型解散」の仕組みを導入。
- ②第三者委員会における適用条件等の審査。適用条件は客観的に設定。 ※条件設定に当たり、被災地には一定の配慮を検討。
- ③特例解散の適用を受ける基金の受給者は申請(指定)時点以降、上乘せ給付を支給停止。
- ④申請(指定)以降、年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組みを導入。

## 解散認可基準の緩和

### 1. 代議員会における法定議決要件

代議員の定数の4分の3以上による議決 → 代議員の定数の3分の2以上による議決

### 2. 解散認可申請に際しての事前手続要件

全事業主の4分の3以上の同意 → 全事業主の3分の2以上の同意

全加入員の4分の3以上の同意 → 全加入員の3分の2以上の同意

### 3. 解散認可申請に際しての理由要件

母体企業の経営悪化等 → 撤廃

※ 代行返上の場合は、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない。

# 代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

## 基本的な考え方

- 今回の改正では、代行割れ問題について、厚生年金被保険者全体のリスクの分かち合い（連帯債務外し等）をお願いしつつ、早期解決を図ることとしている。
- こうした改正について、厚生年金被保険者（約3400万人）の理解を得るためには、代行割れを二度と起こさないための制度的措置を導入する必要がある。

## 具体的な仕組み

- 施行日から5年経過後（特例解散の終了時点）は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続できるとし、要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする。

### 基準の考え方＝「代行資産の保全」の観点から設定

- (1) 市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】

純資産（時価） $\geq$ 最低責任準備金（代行部分の債務） $\times 1.5$ （※）

- (2) 上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】

純資産（時価） $\geq$ 決算日までの加入期間に見合う「代行＋上乗せ」の債務  
（＝非継続基準による要積立額）

### ※1.5の根拠

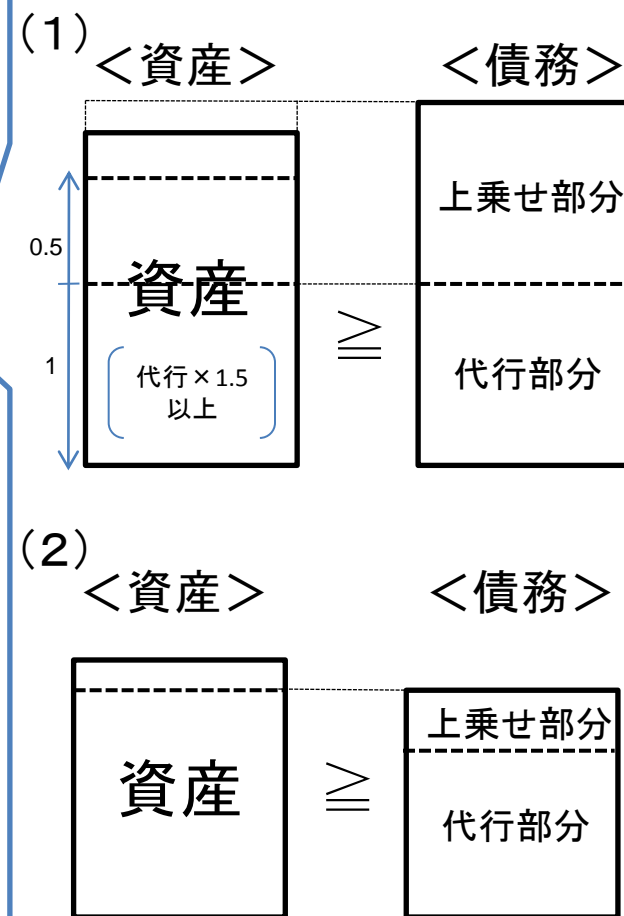
- 以下のデータに基づき設定

①過去12年間の全基金の決算データでは1～2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準は代行部分の1.5倍以上。

②今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上。（保険会社の健全性基準の考え方を参考）

〈参考〉平成23年度決算データに基づく平成25年3月末時点での状況

(1) 及び (2) を満たす基金数：13 (1) のみ満たす基金数：34 (2) のみ満たす基金数：7



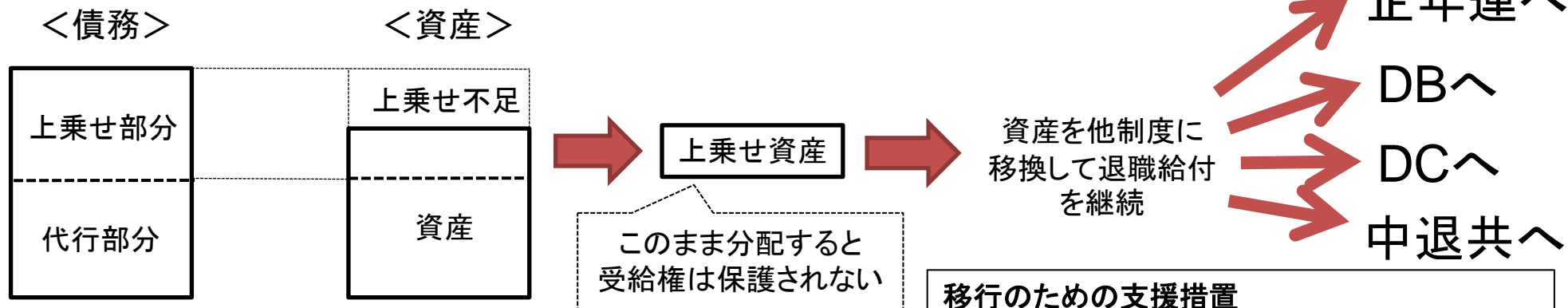


# 上乗せ部分の受給権を保全するための措置

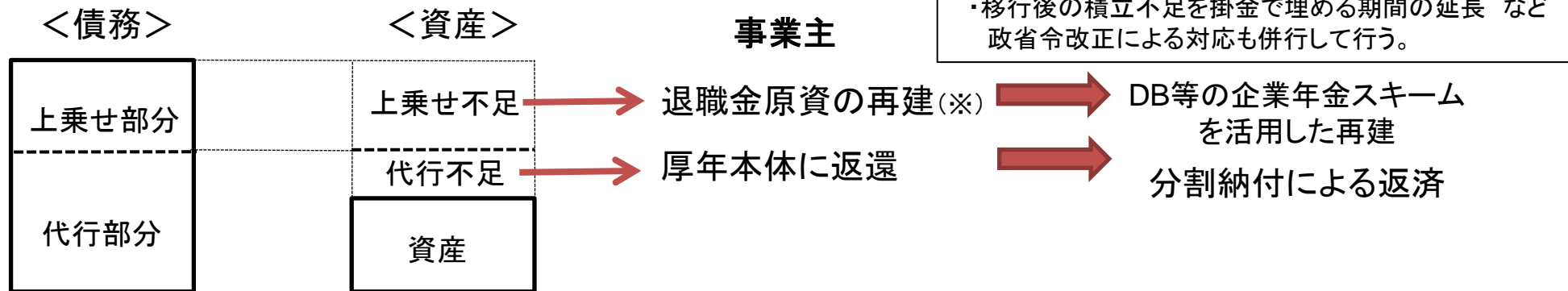
厚生年金基金が解散した場合の基本ルール。

- ① 代行給付 = 必ず保全される（厚生年金本体が支給）
- ② 上乗せ給付（3階部分） = 残余財産の範囲内で分配（又は企業年金連合会に移換）

## 【ケース1: 代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である基金】



## 【ケース2: 代行割れ基金】



※1 一部の基金では、上乗せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乗せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。

※2 ケース1及びケース2で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乗せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。